

令和4年第12回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年12月2日（金）午後3時00分から午後4時20分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、 可児 博恭、玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、 樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第63号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第64号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第65号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第66号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第67号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第69号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認について</p>
事務局	<p>第11回総会で審議いただき、不許可相当として市に進達した、議案第66号受付番号11番、中恵土の案件は、取り下げとなりましたので報告します。</p> <p>なお、計画を再検討して、新たに申請書を提出される予定です。</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和4年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和4年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、9番奥村武司委員、10番伊藤卓委員の両名を指名します。

議 長	<p>続きまして、日程第 2、議案第 63 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第 2、議案第 63 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。</p> <p>今月の申請は、売買による所有権移転 2 件です。</p> <p>受付番号 1 番は、東帷子の方と東帷子の方との間における売買による所有権移転です。東帷子地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>申請地は、東側を農地、北側及び西側を宅地、南側を用悪水路に囲まれています。譲受人は東側の農地を所有しており、申請地の耕作が唯一できる者になります。譲受人は申請地取得後の耕作面積が 3,000 ㎡を下回りますが、農地法施行令第 2 条第 3 項第 3 号の不許可の例外規定に該当するため、申請地を取得することができます。</p> <p>受付番号 2 番は、久々利の方と久々利の方の間における売買による所有権移転です。久々利地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました、地元委員からの発言を求めます。</p>
勝 野 委 員	<p>受付番号 1 番、東帷子お願いします。</p> <p>推進委員 3 番の勝野から現地確認の報告をします。</p> <p>東帷子地内、名鉄広見線沿いにある農地です。事務局から説明がありました、周囲を宅地等に囲まれており進入路がありません。譲受人は東側の農地を所有しており、申請地を唯一耕作できる者になります。譲受人は取得後の耕作面積が 3,000 ㎡を下回りますが、例外規定に該当するため、申請地を取得することができますので、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号 2 番、久々利お願いします。</p>
奥村(富)委員	<p>農業委員 11 番の奥村から現地確認の報告をします。</p> <p>久々利地区センター、久々利川南にある農地です。昨年度までは譲受人が借りて耕作されていましたが、今回売買されます。譲受人は、近くの農地を令和 2 年 9 月にも取得して耕作されており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>【意見・質問なし】</p>
議 長	<p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 63 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 63 号は原案のとおり許可することに決しました。</p>

議 長	<p>続きまして、日程第3、議案第64号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第3、議案第64号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。</p> <p>今月の申請は、3件です。</p> <p>受付番号1番は、川合の方が農地転用の許可を求めるもので、川合地内で、隣接地を一体利用して工場への進入路及び工場敷地にするとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して自宅への進入路、庭の敷地にするとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>平成8年の自宅新築時から、自宅への進入路及び庭として使用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>この案件は、11月に5条申請がありました土地に隣接するもので、現況が進入路及び庭として使用されていたため、是正を求めていたもので、今回4条での申請を出されたものです。</p> <p>受付番号3番は、東帷子の方が農地転用の許可を求めるもので、緑一丁目地内で、貸駐車場を整備するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。</p> <p>以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p>
大 澤 委 員	<p>受付番号1番、川合お願いします。</p> <p>農業委員2番の大澤から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号1番は、川合地内の農地で、以前は鉄工所がありましたが、解体され更地になっています。今回、奥に作業所があるため進入路と敷地として利用され、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号2番、土田お願いします。</p>
小 林 委 員	<p>農業委員4番の小林から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号2番は、事務局から説明がありましたが、11月5条案件により、是正を求めた案件で、周辺農地への被害防除策として、コンクリートブロックを設置されますので、問題ないと思います。</p>

議 奥村(久)委員	長	<p>受付番号3番、緑をお願いします。</p> <p>農業委員5番の奥村から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号3番は、緑の団地内にある農地で、隣接地は転用により住宅となり、残地を近隣住居者の駐車場に貸すため整備されます。周囲に農地はありませんので、問題ないと思います。</p>
議 委 議	長 員 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第64号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委 議	員 長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第64号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第4、議案第65号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>なお、受付番号8番の案件は、申請取り下げとなっており、受付番号16番、17番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。</p> <p>また、受付番号3番及び10番の案件が、日程第5、議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番、2番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。</p>
事 務 局	局	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>日程第4及び日程第5を併せて説明します。</p> <p>日程第4、議案第65号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転12件、使用貸借権の設定2件の合計14件です。</p> <p>日程第5、議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転2件です。</p> <p>それでは、5条から順次説明します。</p> <p>受付番号1番は、今渡の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>受付番号2番は、今渡の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。</p>

転用事業者は、今渡地内で、11区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が申請済みです。

申請地の南側に細長く5㎡ほど農地が残りますが、これは南に接する住宅地の基礎部分が越境しているため、これを分筆したものです。

この部分については、住宅地の所有者に今後、譲渡することが計画されており、5条による転用申請が出される予定です。

受付番号3番は、今渡の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、資材置場及び進入路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成15年頃から申請地の一部を農業用倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

事業計画変更、受付番号1番と同時申請です。

事業計画変更、受付番号1番は、今渡の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して資材置場への進入路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。隣接地は5条同時申請地です。

当初事業計画者は、申請地を交換による転用許可で道路として取得しましたが、東側に隣接する赤道との境界が不明であったため、地目変更を行いませんでした。事業承継者は、北側隣接地で資材置場を整備する計画で、申請地を進入路として使用したいため、今回の申請に至ったものです。

受付番号4番は、川合の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、川合北の方と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置することです。

受付番号6番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して資材置場を整備し、資材保管用の倉庫を設置することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号7番は、土田の方外4名と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号8番は、取り下げとなっています。

受付番号9番は、名古屋市瑞穂区の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して3棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号10番は、多治見市の法人と関市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して4区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

事業計画変更、受付番号2番と同時申請です。

事業計画変更、受付番号2番は、多治見市の法人と関市の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、4区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を行い、計画どおり事業を進める予定

でしたが、計画が立ち行かなくなったため、事業承継者からの要望に応じることになりました。

事業承継者は、隣接地を一体利用して4区画に宅地分譲するとのことです。

受付番号11番は、瀬田の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号12番は、瀬田の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号13番は、平貝戸の方外1名と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号14番は、瀬田の方と各務原市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、母の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号15番は、広見の方外3名と瀬田の法人が使用貸借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石森地内で、知的障がい者支援施設建設予定地のボーリング調査を行うとのことです。

立地基準判定は、農振農用地です。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、ボーリング調査のみで、造成や建築工事は行わないとのことです。

一時転用の期間は許可日から3ヶ月となります。

受付番号16番、17番は、書類不備のため審議先送りとなっています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

熊 澤 委 員

受付番号1番から3番、及び事業計画変更受付番号1番、今渡をお願いします。

推進委員1番の熊澤が受付番号1番から3番及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、蘇南中学校北の農地の一部で、4棟の分譲住宅を建築する申請です。

北側には譲渡人の農地が残り、申請地南側に道路を作り、雨水排水は、市道道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

受付番号2番は、今渡鳴子地内の農地で、市内の法人が11区画に宅地分譲される計画です。東側に一部農地が残りますが、畑として利用される計画と聞いています。

また、事務局から説明がありましたが、南側に一部農地が残りますが、今後転用申請を提出される計画で、問題ないと思います。

受付番号3番と事業計画変更受付番号1番を同時に説明します。

蘇南中学校西の農地で、5条により美濃加茂市の法人が資材置場として整備、利用する計画です。事業計画変更では、進入路として取得したが、隣接赤道との境界が不明で地目変更ができないでしたが、今回同時申請で進入路として整備されます。

周囲に農地はありませんし、雨水は自然浸透で、問題ないと思います。

議 長

受付番号4番、川合、受付番号5番、川合北をお願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号4番と5番の案件について報告します。

受付番号4番は、4条受付番号1番の残地の転用申請となります。多治見市の法人が3棟の分譲住宅を建築する計画で、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

受付番号5番は、川合土地区画整理地内の農地で、所有農地の半分を売られる申請で、半分が農地として残ります。

土地区画整理地内であるため、上下水道とも整備されており、雨水排水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

議 長

受付番号6番、下恵土をお願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号6番は、下恵土地内JAめぐみの下恵土支店の南側の農地です。自宅に隣接する農地の一部を売買により取得し、自営の資材置場と倉庫として利用する転用申請です。

隣接する農地は、譲渡人の農地のみで、周囲に側溝を設置されるため、問題ないと思います。

議 長

受付番号7番、9番、10番、及び事業計画変更受付番号2番、土田をお願いします。

佐 橋 委 員

推進委員2番の佐橋が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、土田富士ノ井地内の農地を転用して、3棟の分譲住宅を建築する申請です。申請地一帯は、割田になっており、中央に水路があり下流側に一部水田が残るため、

水路は残されます。南側市道に上下水道が整備され、雨水排水は土地改良区排水路で排水同意等は得てあり、隣地所有者への説明も済んでいますので、転用されても、問題ないと思います。

小林委員

農業委員4番の小林が受付番号9番の案件について報告します。

受付番号9番は、土田地内堀口にありますが、登記地目が山林で現況が畑の土地です。

自宅があった宅地と一体利用して3棟の分譲住宅を建築する転用申請です。

周囲に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置されますので、問題ないと思います。

佐橋委員

推進委員2番の佐橋が受付番号10番、及び事業計画変更受付番号2番の案件について報告します。

受付番号10番と事業計画変更受付番号2番を併せて報告いたします。

申請地は、10月に5条許可をした土地ですが隣接地を一体利用地に含め、4区画に宅地分譲する申請です。10月に許可を得て事業を実施する予定でしたが、計画が立ち行かなくなったため、事業承継者の要望に応え売買され、隣接地を一体利用地に含め宅地分譲されます。10月にも許可しており、問題ないと思います。

議長

受付番号11番から14番、瀬田、15番、石森をお願いします。

奥村(榮)委員

推進委員8番の奥村が受付番号11番から15番の案件について報告します。

受付番号11番は、広見東地区センター東の瀬田地内の農地を隣接地と一体利用して個人住宅を建築する申請です。上下水道とも整備され、雨水排水は土地改良排水路で、転用については、問題ないと思います。

受付番号12番は、中瀬田集会所南の農地を転用して、1棟の分譲住宅を建築する計画です。上下水道とも整備され、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

受付番号13番は、広見東地区センター東の土地改良エリア内の農地で、3棟の分譲住宅を建築する計画です。令和4年8月8日で農振除外されていて、上下水道とも整備されており、雨水排水は土地改良排水路への排水で、土地改良区、水路管理者の同意もあり、転用については、問題ないと思います。

ただ、南側道路の法面除草について、転用後の管理について、課題はあります。

受付番号14番は、市営瀬田住宅の東にある母が所有する農地に使用貸借権を設定して個人住宅を建築する計画です。上下水道とも整備され、雨水排水は道路側溝、周囲には農地は無く、転用については、問題ないと思います。

受付番号15番は、瀬田にある大手自動車販売会社北にある石森地内の農地で、知的障がい者支援施設建築予定地のボーリング調査を行うための一時転用許可申請です。

ボーリング調査のみで周辺農地への被害防除対策をしっかりといただければ、問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

小林委員

受付番号7番の案件について、割田で苗田として利用されていた田であり、現在も一ヶ所だけが耕作されていて、他は耕作がされていません。水路の管理について、今回転用されると、転用箇所については、張りコンクリートなどで防草対策は出来るが、他は管理で

きなく草が生えて、管理ができない状況になる、転用許可で条件を付けることはできないか。土地改良区、水利組合での同意書で条件を付けることはできないか。

佐橋委員 推進委員をしていますが、地元の土地改良管理組合の役員もしていますので、発言します。可児土地改良管理組合のエリア内の転用については、農地転用申出書に係る意見書で条件を付けることは可能であるため、防草対策等について条件を付している。

大澤委員 富士ノ井地区は、可児土地改良管理組合のエリアではないです。

大澤委員 私も農業委員をしていますが、可児土地改良区の役員をしていますので、発言します。可児土地改良区のエリア内での転用申請については、協議書が提出されますので、水路敷等の防草対策について条件を付けて許可をしています。富士ノ井地区は、可児土地改良区のエリアではないです。

議長 富士ノ井地区は、どこの土地改良エリアになるのか。

佐橋委員 富士ノ井地区は、土田地区ですが可児土地改良管理組合のエリアではないです。富士ノ井改良区は、農地所有者、耕作者が少なく、役員を持ち回りで担当して、十分な管理指導ができていないのが、現状です。

大澤委員 申請地は、土地改良施工エリアではないですか。

佐橋委員 土地改良施工エリアです。

大澤委員 土地改良の同意、意見書は提出されていないですか。

佐橋委員 土地改良の同意、意見書は提出されていますが、防草対策の条件は付していません。

大澤委員 今後は、土地改良の同意、意見書に防草対策の条件を付して同意された方がいいと思います。

佐橋委員 同じ土田地区ですので、富士ノ井地区の役員へ助言します。

小林委員 農地転用申出書に係る意見書は市の様式ですか。

事務局 農地転用申出書に係る意見書は市で様式を提示していますが、条件を付して同意される場合は、該当項目を記載していただいています。

小林委員 今回は、条件が記載されていませんでした。

議長 今後は、条件を付して同意されるよう、指導、助言をお願いします。

大澤委員 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号13番の案件について、防草対策について、今後、課題はあります、と発言されていますが、どこの場所ですか。

奥村委員 申請地の南側、道路法面の草刈り管理についてです。

大澤委員 道路法面の管理であれば、道路管理者の管理になりますね。

樋口委員 現地は、申請地の南に水路があり、その南に道路がある状況です。

樋口委員 現在は、耕作者が水路、道路法面の除草作業をされていますが、転用されると購入者、居住者は草刈り等の管理をしないので、防草対策をしてもらえると助かる。

議長 道路管理者に苦情をいれても、なかなか対応してくれない。

議長 事務局から道路管理者への指導、助言をお願いしたい。

樋口委員 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

樋口委員 受付番号3番の案件について、住宅地の真ん中で、舗装工事の資材置場とする特別な転用理由があるのか。舗装工事資材だと匂い、ほこり等の苦情が出るのではと心配です。

事務局	転用理由として、譲渡人は高齢により耕作ができなくなった、譲受人は、土木工事、舗装工事をしていて、可見市内の工事を受注することが多くなったため資材置場を探していたとなっています。
議長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質疑なし】
議長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 65 号受付番号 1 番から 7 番及び 9 番から 15 番並びに議案第 66 号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 65 号受付番号 1 番から 7 番及び 9 番から 15 番並びに議案第 66 号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
議長	続きまして、日程第 6、議案第 67 号、土地現況確認申請書(非農地)の承認についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第 6、議案第 67 号、土地現況確認申請書(非農地)の承認について説明します。 今月の申請は、1 件です。 受付番号 1 番は、久々利の方が所有する久々利地内の畑です。 該当農地は、平成 24 年頃まで耕作していましたが、平成 24 年頃から山林化し、現在に至るとのことです。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。 受付番号 1 番、久々利お願いします。
奥村(富)委員	農業委員 11 番の奥村が、受付番号 1 番の案件について報告します。 3 条、受付番号 2 番の農地の南側、山手にある畑で、平成 24 年頃から山林化しており、非農地として、問題ないと思います。
議長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質疑なし】
議長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 67 号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 67 号は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	続きまして、日程第 7、議案第 68 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第 7、議案第 68 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利

用集積計画について説明します。

今月の申請は、5件です。

受付番号1番は、塩河の方と美濃加茂市の法人との間での新規の使用貸借権の設定です。

塩河地区内の該当農地について、令和9年12月までの5年間利用集積を図るものです。

受付番号2番は、久々利の方と中恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

久々利地区内の該当農地について、令和14年12月までの10年間利用集積を図るものです。

受付番号3番は、川合の方と中恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

瀬田地区内の該当農地について、令和14年12月までの10年間利用集積を図るものです。

受付番号4番は、滋賀県草津市の方と中恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

瀬田地区内の該当農地について、令和7年12月までの3年間利用集積を図るものです。

受付番号5番は、瀬田の方と中恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

瀬田地区内の該当農地について、令和14年12月までの10年間利用集積を図るものです。

受付番号2番から5番の使用借人は同一人物で、すでに該当地で耕作を行っていましたが、無届出で行っていたため、今回正式に申出書を提出させ、使用貸借権を設定するものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第68号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第68号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第8、議案第69号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第69号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の内容について説明します。

今月の申請は、1件です。

この議案は、相続した農地が、農地として適正に耕作されているなど、相続税の納税猶予の適用を受ける場合の適格要件に該当し、被相続人及び相続人が適格者であることの証明を求めるものです。

受付番号1番は、被相続人の土田の方から相続人の土田の方に相続した土田地区内の該当農地について、11月28日に現地確認の結果、農地として適正に管理されていることを確認しています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
受付番号1番、土田お願いします。

佐橋委員 推進委員2番の佐橋が、受付番号1番の案件について報告します。
水田及び畑として耕作されていると現地確認いたしました。
納税猶予の適格者として、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第69号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第69号は、原案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の11月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数9件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の11月届出分です。

届出はありませんでした。

農業用施設の届出書の11月届出分です。

届出はありませんでした。

続きまして、11月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

15件の届出がありました。

田 27筆 17,999.00㎡ 畑 44筆 13,853.00㎡ 合計 71筆 31,852.00㎡

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は12月27日の火曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第1回農業委員会総会は、令和5年1月6日金曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員大会について説明

日時 令和5年1月19日 木曜日 13:00から16:00

会場 長良川国際会議場 メインホール

乗り合わせで行きますので集合場所に集合をお願いします。

集合場所 中恵土地区センター

集合時間 11：30

産業振興課から可児市農業肥料購入緊急支援事業補助金の説明

委員からの質問数件あり

議

長

これをもちまして、令和4年第12回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。